

第二百二十号議案

東京都下水道条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都下水道条例の一部を改正する条例

東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。
第七条の三第二項中「管理者」を「前項の規定にかかわらず、管理者」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第七条の六第四号中「の欠格事由」を削る。

第七条の八第五項中「管理者」を「前項の規定にかかわらず、管理者」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「第七条の三第二項第一号から第三号まで」を「第七条の三第二項第二号、第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第七条の十一第一号中「第七条の三第二項第一号又は第二号の欠格事由」を「第七条の三第二項第二号又は第七条の八第五項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都指定排水設備工事事業者等の欠格事由に係る規定を改める必要がある。